

KantetsuNews

2016年03月31日

いつも、関西鉄道をご利用いただきありがとうございます。

関鉄グループをはじめとする鉄道各社では、平成27年6月30日に発生した東海道新幹線「のぞみ225号」における車内放火事件を受け、鉄道車内に持ち込める手回り品のルールを一部変更することとしましたので、お知らせいたします。

1. 変更内容

これまで、容器を含む重量が3キログラム以内であれば持ち込みいただいていたガソリンをはじめとする可燃性液体そのものは、量にかかわらず、車内への持ち込みができなくなります。

- ただし、可燃性液体を含むものであっても、酒類・化粧品・医薬品など日常の用途に使用するもので、小売店などで一般的に購入いただける製品については、2リットル以内又は容器を含む重量が2キログラム以内であれば、引き続き車内に持ち込みいただけます。
- また、高圧ガス、可燃性固体についても、これらを含む小売店などで一般的に購入いただける製品については、2リットル以内又は容器を含む重量が2キログラム以内であれば、引き続き車内に持ち込みいただけます。
※具体例は別紙をご覧ください。
- この度、その他の項目について変更する会社もあります。

2. 変更日

平成28年4月28日（木）以降順次変更予定

手回り品のルールの主な変更点

別紙

	具体的な物品例	現在	変更後
可燃性	ガソリン・灯油・軽油	○ (3キロ以内※)	×
	酒類・化粧品類・医薬品・ライター	○ (3キロ以内※)	○ (2L・2キロ以内※)
	ペンキ	○ (10キロ以内※)	○ (2L・2キロ以内※)
高圧ガス	ヘアスプレー・防水スプレー・スポーツ用冷却スプレー	指定なし	○ (2L・2キロ以内※)
	カセットボンベ用カセットガス	指定なし	○ (2L・2キロ以内※)
	LPガス (業者から購入するものなど)	×	×
固体可燃性	キャンプ用固形燃料	○ (3キロ以内※)	○ (2キロ以内※)

※容器・荷物を含めた重量

- ◎ 可燃性液体を含む製品など、車内に持ち込めるものであっても、不注意等によって、中身が簡単に漏れ出ないように保護してください。